

第1回 地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや  
景観行政に関するワーキンググループ

議事概要

日時：令和7年8月8日（金）15:00～17:00

場所：TKP 東京カンファレンスセンター

※事務局から本ワーキンググループの趣旨について説明がなされた後、浅野委員、越澤委員、下間委員、舟引委員、川原委員、恵谷委員から自己紹介をいただいた。続いて再び事務局から歴史まちづくり行政に関して説明がなされた後、委員をはじめ出席者間において、主に以下の意見交換がなされた。

【歴史まちづくり計画作成の核となる文化財類型について】

- 現在、歴史まちづくり計画作成の核となる文化財類型について、現時点では国指定の重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区等に限定されているが、これを拡大していくことが考えられる。（事務局）
- 対象となる文化財を拡大していくことは賛成。文化的景観は問題ないと思うが、地方自治体指定の文化財については、歴まち計画のブランド力の観点からも、一旦市町村指定は含めず都道府県指定までにして段階的に拡大していくことも考えられるのでは。
- 文化財の対象を拡大する提案はすばらしいと思うが、論理をどう説明できるかを考えられると良い。
- 重要文化的景観はすでに73地区に達しており、これを核となる文化財に含める要望は高まっている。また、登録文化財の集積地のような地区を含みこみ、やがてはそこから新たな重伝建地区や重要文化的景観が生まれるような循環が生まれることを期待したい。
- 登録有形文化財、特に大正・昭和初期のいいものが集積している地区は全国に結構多い。これをどうカバーしていくか考えてほしい。その場合、登録有形文化財が集積している地区の制度化、あるいは景観地区・準景観地区の指定により、規制の担保を強化すべきである。
- 歴まち計画で認定されている市街地の街並みが崩れていかない努力は市町村にさせていただく必要はある。景観地区や準景観地区でできるに越したことはないが、開発圧力の低い地方自治体では景観法の重点地区指定でも有効ではないか。
- 未指定文化財を含めて歴史文化資源を活用するうえで対象を拡大することには意味があるし、柔軟な運用をしていくと良い。また、資源としては都市の構造や農業・林業・漁業の風景なども大事にしていくべき。また、資産を使いたい人にど

う事業継承していくかが重要である。

#### 【歴史まちづくり計画と文化財保存活用地域計画の連携について】

- 歴史まちづくり計画の作成は自治体の負担が大きいが課題である。文化財保存活用地域計画の記載事項とは重複が多いため、文化財保存活用地域計画を活用して歴まち計画を効率的に策定する仕組みが考えられる。(事務局)
- 住民団体が事業に関与できる仕組みを強化し、シビックプライドの醸成を図るべき。また、団体の重複認定の事務の簡素化ができると良いのでは。
- 文化財保存活用地域計画の記載内容を歴まち計画に使える可能とする案は有効である。自治体職員の負担軽減にもつながる。
- ぜひ進めてほしい。一方で市町村内の部局間の連携が課題であり、国交省と文化庁が連携して進めていくべき。

#### 【その他】

- 少し論点とはずれるが、持続性のある歴史まちづくりをさらに補強するためには観光地防災の計画と連携してもらえるとより良くなると思う。